

海岸漂着物対策の推進のための基本的な方針 骨子（案）

第 1 章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

1. 海岸漂着物対策の経緯

○以下の事項等について記述

- ・ 海岸漂着物対策の経緯と課題
- ・ 海岸漂着物処理推進法の制定

2. 海岸漂着物対策の基本的方向性

○海岸漂着物対策の意義として、総合的な海岸の環境の保全及び再生について記述

○海岸漂着物対策の今後の展望として、以下の事項等に関する基本的な方向性を記述

- (1) 処理の責任の明確化と円滑な処理
- (2) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
- (3) 多様な主体の連携と協力
- (4) 国際協力の推進
- (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項
 - ①普及啓発と意識の高揚
 - ②技術開発・調査研究の推進
 - ③その他

第 2 章 地域計画の作成に関する基本的事項

1. 地域計画の作成に当たっての基本的考え方

○地域計画作成の意義の他、作成に当たって配慮すべき基本的事項を記述

2. 作成に当たって留意すべき基本的事項

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

○海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、及びその対策の内容について、留意すべき基本的事項、地域計画での記載事項の例を記述。

(2) 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

○関係者の役割分担、及び相互協力に関する事項について、留意すべき基本的事項、地域計画での記載事項の例を記述

(3) その他配慮すべき事項

○地域計画の公表や見直し等、その他配慮すべき事項について、留意すべき基本的事項、地域計画での記載事項の例を記述

第3章 協議会に関する基本的事項

1. 協議会の組織

○協議会の機能の他、以下の基本的事項等について記述

- ・幅広く公平な参加の機会の確保の必要性
- ・地域の多様な主体の参加・連携の必要性

2. 協議会の運営

○協議会の運営に当たっての基本的な配慮事項（公正・適正な運営、協議会の原則公開等）について記述

第4章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

1. 推進体制

○海岸漂着物対策推進会議における関係省庁の連携の一層の強化の必要性等について記述

2. 法施行状況の検討等

○法施行状況の検討、基本方針の改定等について記述

以上